



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com**令和4年10月1日より雇用保険料率が引き上げられます！**

令和4年10月以降に支払われる給与・賞与の計算時にご注意下さい。

事業の種類	被保険者負担分 (給与・賞与より 控除する料率)	事業主負担分	雇用保険料率 (被保険者+事業主分)
一般	1000分の5	1000分の8.5	1000分の13.5
建設業	1000分の6	1000分の10.5	1000分の16.5
農林水産業 清酒製造の事業	1000分の6	1000分の9.5	1000分の15.5

育児・介護休業法改正のポイント
令和4年10月1日施行

	産後パパ育休 (R4.10.1～) 育休とは別に取得可能	育児休業制度 (R4.10.1～)	育児休業制度 (これまで)
対象期間 取得可能日数	子の出生後8週間以内に 4週間まで取得可能	原則子が1歳 (最長2歳)まで	原則子が1歳 (最長2歳まで)
申し出期間	原則休業の2週間前まで	原則1ヵ月前まで	原則1ヵ月前まで
分割取得	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申し出ることが必要)	分割して2回取得可能 (取得時にそれぞれ申し出)	原則分割不可
休業中の就業	労使協定を締結している場合に限り、 労働者が合意した範囲で休業中に就 業することが可能(*)	原則就業不可	原則就業不可
1歳以降の延長		育休開始日を柔軟化	育休開始日は1歳、 1歳半の時点に限定
1歳以降の再取得		特別な事情がある場 合に限り再取得可能	再取得不可

*** 就業可能日の上限**

- ①休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- ②休業開始・終了予定日を就業日とする場合は当該日の所定労働時間数未満

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。

産後パパ育休（出生時育児休業）中の就労について

産後パパ育休開始日の前日まで、①から④までの手続きが必要となります。

- ① 労働者が就業してもよい場合は、事業主にその条件を申し出
- ② 事業主は、労働者が申し出た条件の範囲内で、候補日・時間を提示
- ③ 労働者同意
- ④ 事業主が労働させることとした日時・その他の労働条件を労働者に通知

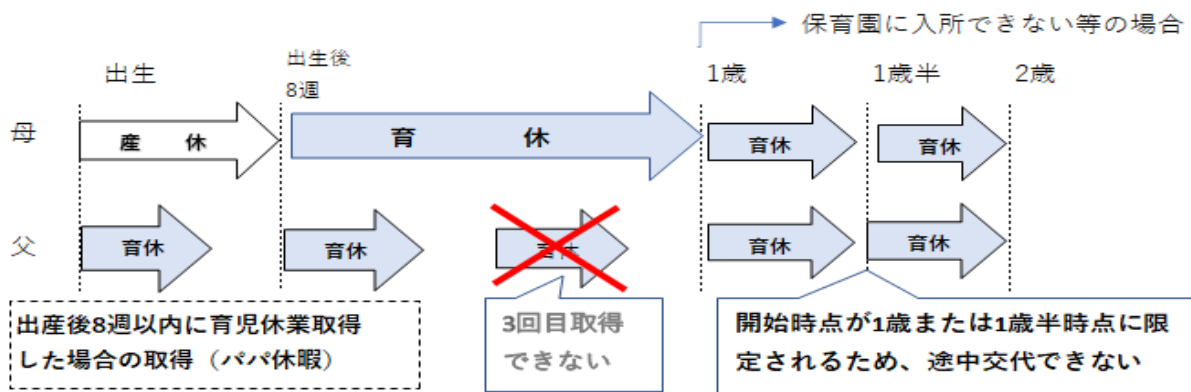
就労の例

休業開始日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	...	13日目	休業終了日
4時間	休	休	8時間	6時間	休	休	...	休	6時間
休				休		4時間			休

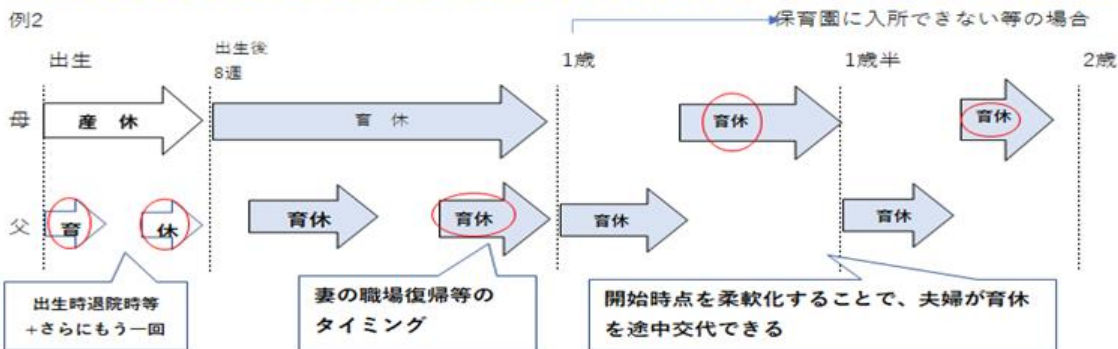
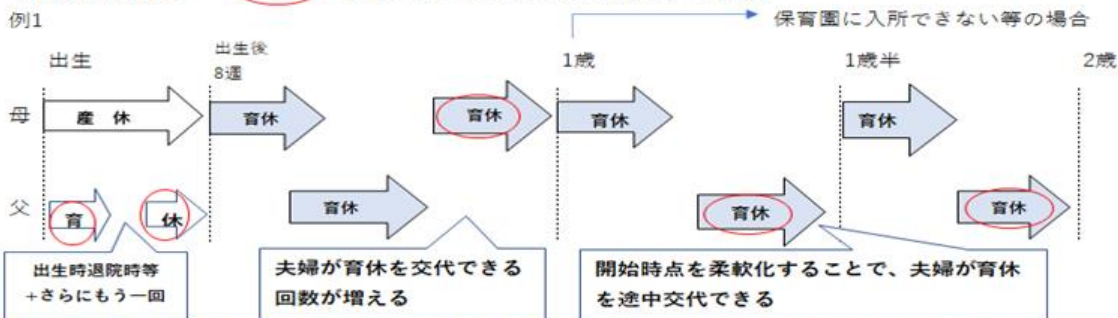
例) 所定労働時間1日8時間・週5勤務 休業2週間の場合⇒ 就労上限5日・上限時間40時間

改正後の働き方・休み方のイメージ（例）

これまでの育児休業



令和4年10月1日～ ○…今回の改正で新たに取得可能となった育休



産後パパ育休
⇒新設（分割して2回取得可能）

育児休業
⇒夫婦ともに分割して2回取得可能

1歳以降の育児休業
⇒途中交代可能